

市町村土地利用計画の広域調整要綱の概要

H28. 4. 1 現在

【目的】（第1条）

広域的集客施設の建築を目的として、市町村が土地利用に関する各種計画を策定し又は変更する場合に、県が広域的な視点から土地利用について調整を図ることにより、周辺市町村と調和のとれたまちづくりの推進及び県土の適正かつ合理的な土地利用の推進を図る。

【定義】（第2条）

・「土地利用に関する各種計画」

- | | | |
|---|---|---|
| ⌈ | ・農振法に基づく農用地利用計画 | ⌋ |
| | ・農振法施行規則第4条の4第1項第27号の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる「27号計画」） | |

 等

・「広域的集客施設」

- 下記の用途に供する建築物で、床面積の合計が新築又は増築により、10,000㎡を超えるもの。
(ただし、床面積が10,000㎡を超えるかどうか不明であるときは、当該建築物の敷地の面積が20,000㎡を超えることをもって広域的集客施設に該当するものとみなす。)

- ⌈
- ① 店舗、飲食店
 - ② 展示場、遊技場
 - ③ 勝馬投票券発売所、場外車券売場
 - ④ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ⌋

・「周辺市町村」

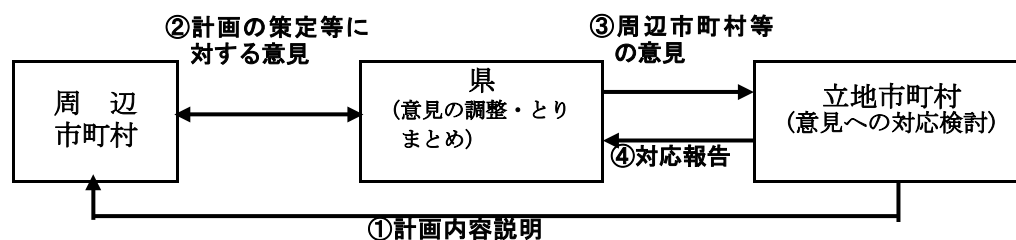
-
- ・立地市町村に隣接又は近接し、立地市町村と広域的な生活圏を構成している市町村
 - ・広域的集客施設の影響を受けると認められる県内の市町村で、知事が定めるもの。

【関係市町村等連絡調整会議】（第4条、第5条、第8条）

〔対象・時期〕 広域的集客施設の立地を目的として、市町村が法令等の規定に基づく土地利用に関する諸計画等を策定・変更する場合に、知事の同意を求める手続に先立って開催する。

〔メンバー〕 立地市町村及び周辺市町村の担当課、総合支庁の関係課及び県土利用政策課

〔対応〕



〔公表〕 本要綱に基づく手続を開始したときはその旨を、手続を行った結果として当該土地利用計画が策定された場合等はその旨を公表する。

【ブロック別土地利用調整会議】（第6条）

〔概要〕 市町村からの土地利用に関する諸計画の策定・変更に係る協議に対し、周辺市町村等の意見も踏まえ、総合的な見地から同意等の判断を行うため、総合支庁単位で開催する。

〔メンバー〕 総合支庁の土地利用関係課長及び県庁の関係課

【土地利用マスタープラン連絡調整会議】（第7条）

〔概要〕 市町村が土地利用マスタープランを策定・変更する場合（広域的集客施設の建築を誘導する地域を新設又は拡張しようとする場合その他広域的影響を及ぼすと認められる場合に限る）に、周辺市町村と調和のとれた土地利用を図る観点から、周辺市町村の意見を聴取するために開催する。

〔メンバー〕 立地市町村及び周辺市町村の担当課、総合支庁総務課及び県土利用政策課